

## 令和2年度神戸市教育委員会会議（5月に行われた臨時会）の結果

※政策形成過程を公表する趣旨から、非公開とした会議項目のうち、会議後に方針等が公表されたものは、議論の過程の一部についても記載しています。

新型コロナウイルス感染症の神戸市内での発症状況を報告するとともに、各臨時会において以下の内容を協議した。

### 【5月15日金曜日】

#### 協議事項1 新型コロナウイルス感染症対策について

5月14日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更が発表され、兵庫県は引き続き5月31日までの間、緊急事態措置を実施すべき区域とされたが、兵庫県は最近の県内及び近隣府県における感染状況等を踏まえ、第1学区の県立学校について、5月31日まで臨時休業を継続しつつも、週1回を上限として登校可能日を設定する旨の方針を示した。

これらの方針や市内の感染状況を踏まえ、市立学校園について、臨時休業を5月31日まで継続する一方、登校可能日を5月20日から29日までの間に2回設定し、希望する生徒に対し、感染防止対策を徹底したうえで、学習状況等の確認や学習指導を行う今後の方針について協議、決定した。

方針決定にあたり、教育長・教育委員からは、登校可能日の趣旨について正しい解釈が得られるよう記載し、各学校の対応に差異が生じる等の混乱を防ぐ必要があること、登校しない児童生徒の学習支援にも配慮すること、各学校の状況を把握し、必要な対応を実施すべき等の意見があった。

### 【5月22日金曜日】

#### 協議事項5 新型コロナウイルス感染症対策に係る今後の対応について

5月21日に神戸市を含む兵庫県について緊急事態措置を実施すべき区域から除外され、兵庫県は県立学校を6月1日から段階的に再開する方針を示した。これらを踏まえ、市立学校園の臨時休業を5月31日までとし、6月1日から感染防止対策を徹底したうえで再開すること、再開にあたっては臨時休業が長期にわたったことや新しい生活様式の定着を図るため、慣らし期間を設定すること、休業期間の短縮等による授業時数の確保等について協議、方針を決定した。

方針決定にあたり、教育長・教育委員からは、児童生徒・保護者の目線に立った入学式等行事の開催や登下校時の通学路の安全確保に配慮することが大切であるということ、市長部局と連携するなど休業中の学習の遅れを取り戻す支援や授業時数の確保だけでなく児童生徒の心のケアや実態把握が必要であること、また、中学校における部活動の機会確保等の意見があった。

**教第9号議案 神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の  
一部を改正する規則について**

---

協議事項5において休業期間を短縮する方針が決定されたことを受け、休業日の変更に伴い、神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部を改正することについて審議。可決された。